

「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」に関する点検の方向性（案）

（１） 背景

（第五次循環型社会形成推進基本計画 1.2 等を参照して整理）

我が国は、最終処分場のひっ迫という社会的課題に対応するため、かねてから 3 R を促進し、循環型社会の形成に向けた取組を推進してきた。これにより、最終処分量の大幅な削減、循環利用率の向上に成功するとともに、循環経済関連ビジネスの市場規模の拡大の礎となった。

しかしながら、近年、循環利用率は横ばい又は減少傾向にあるほか、国際的な資源獲得競争の発生、付加価値最大化を図るビジネスモデルや再生材利用を進める動きの顕在化といった資源循環に紐づく社会動向がみられる。また、国際的な産業力強化と経済安全保障への貢献も重要視されている状況にある。

そこで、動脈産業（製造業・小売業等を担う事業者）と静脈産業（廃棄物処理・リサイクル業等を担う事業者）の連携（動静脈連携）を、国際的な産業競争力を強化していくために必要な価値の源泉・新たな成長の鍵と位置づけ、様々な主体がこれまでに培ってきた高い技術力を一層効果的に活用し、市場に新たな価値を生み出していく必要がある。



「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」の全体像

現状・課題 (1章)

日本の循環利用率は横ばい又は減少傾向

国際的には資源獲得競争が発生

付加価値最大化を図るビジネスモデルや再生材利用を進める動きが顕在化

国際的な産業競争力の強化と経済安全保障への貢献も重要

将来像 (3章)

【ライフサイクル全体】

- 多様な手段の組み合わせ※や資源循環に関する情報の共有を通じて、各主体が連携して**ライフサイクル全体を最適化**
 - ライフサイクルの最適化にあたっては、関係する事業者間で**資源循環に関する情報※などを適切に共有**
- ※自主的取組、認証制度、グリーン調達、インセンティブ付与、規制措置、など
※組成情報、有害物質の含有情報、分解方法・処理方法、など

【資源調達段階】

- モノの生産に必要な資源の最小化
 - 安全な循環資源・再生可能資源の割合の向上
 - ✓ 利用時は輸送を効率化
 - ✓ 自然環境で再生されるペースに十分配慮
 - 枯渇性資源・有害物質の利用抑制
 - ✓ 枯渇性資源の利用時は環境負荷を極力低減
- など

【生産段階】

- 再生可能資源の使用割合が向上
 - 再生材利用の促進
 - 環境負荷が極力少ないものを生産
 - 必要な時に必要な分だけモノを生産
- (上記実現のために)
- 使用段階の情報をリアルタイムで把握して生産を最適化
 - 環境配慮設計を行う拡大生産者責任に沿った製品の広がり
- など

【流通段階】

- 無駄のない流通インフラを整備
 - ✓ 必要なモノ・サービスを、極力少ない環境負荷で、必要な時に必要な分だけ受け取れる
- (上記実現のために)
- 新たな技術・システムを用いたビジネスモデルが普及
 - ✓ マatchingシステム・シェアリングプラットフォームの構築
 - ✓ 流通経路の最適化
- など

【使用段階】

- 生活者の人生・生活の充実のために必要なサービスが、極力少ないモノ・環境負荷で必要な時に必要な分だけ提供されている
- (上記実現のために)
- 個々の生活者に寄り添い、長期にわたり稼いでいくビジネスモデルが普及
 - ✓ モノの点検・リペア・交換・再使用
- など

【廃棄段階】

- 不要となったモノは技術的及び経済的に可能な範囲で再利用
 - 再利用できないモノは再資源化
 - 再資源化できないモノはエネルギー回収
 - 再資源化もエネルギー回収もできないモノのみ中間処理・最終処分
 - 利便性の高い回収体制構築 など
- ※エネルギー消費や環境負荷等も考慮して必要に応じて優先順位を変えて最適化

政策の方向性 (2章)

- 製造業・小売業などの動脈産業における取組と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業における取組が有機的に連携する**動静脈連携による資源循環を加速**
- 再生材の利用拡大と安定供給、再生材の品質に関する共通認識の醸成や研究開発の促進を通じ、**中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援**
- 2030年までに循環経済関連ビジネスの市場規模を80兆円以上に**するという目標に向け、**GX投資を活用**することなどにより、**循環経済への移行を推進**
- 動静脈連携により資源循環を促進するにあたっては、**製品の安全性の確保、有害物質のリスク管理、不法投棄・不適正処理の防止等の観点にも留意**し、各主体による適正な取組を推進
- 環境負荷や廃棄物発生量、脱炭素への貢献といった観点から、**ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を考慮すべき素材や製品について、更なる取組を推進**
- 循環資源の分別・収集・利用等に関して、消費者や住民との対話等を通じた前向きで主体的な意識変革や環境価値の可視化等により、行動変容や具体的取組につなげる

国の取組 (5章)

- 製造業・小売業等の企業と廃棄物処理・リサイクル業等の企業が連携し、求められる品質・量の再生材を確実に供給できるよう、環境配慮設計や再生材利用率の向上、使用済製品等の解体・破碎・選別等のリサイクルの高度化等を推進
- 各種リサイクル法に基づく取組を着実に進めることで、循環経済工程表で示した素材・製品毎の今後の方向性に基づき、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進
- 「循環経済パートナーシップ (J4CE)」や「サーキュラーパートナーズ (CPs)」や様々な主体間の連携を促進するネットワークを活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、コミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進

指標 (6章)

- 1) 素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況 (入口側の循環利用率、出口側の循環利用率、最終処分量)**
- 2) バイオマスプラスチックの導入量** 【目標値：約200万トン (2030年度)】
- 3) リユース市場規模**
- 4) 認定長期優良住宅のストック数** 【目標値：約250万戸 (2030年度)】

(3) 点検の方向性

点検に当たっては、施策の進捗に関する説明、関係者からのヒアリングを実施するとともに、各分野に関する指標を提示した上で、検討を行うこととする。

各主体及び関係府省ヒアリングを通じ、製造業・小売業等の動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等の静脈産業との連携を通じてこれまで培われてきた高い技術力を一層効果的に活用することで市場に新たな価値を生み出す動静脈連携についてレビューを行い、今後の更なる展開に必要な点を明らかにする。レビューを踏まえ、指標の試算結果及び国際的な状況等と合わせ、点検骨子と中間的な整理案として、令和7年度冬頃に実施予定の中央環境審議会循環型社会部会においてご議論いただく予定。

なお、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を含めた各重点事項の点検に際しては、指標や政策の観点から、それぞれ別途有識者による検討会を開催して検討を行うこととしている。検討の結果は、循環型社会部会に報告し、部会での議論を踏まえ、点検報告書（案）に反映することとした。

(4) 指標の設定状況

循環基本計画においては、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」には以下のように指標が設定されている。

~~~~~ (第五次循環基本計画 抜粋) ~~~~~

##### 6.2.2 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する指標

2.2. で示した資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環については、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の進展に加え、使用される資源のうち再生可能資源の割合を高めていくこと、また、資源を最大限活用する観点から、リユース等がビジネスとしても発展し、生活等でより便利に利用されていくことや、良質な社会ストックが蓄積・長期的に利用されていくことについて進捗を把握していく。

このため、以下の4指標を用いる。

##### 1) 素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況（入口側の循環利用率、出口側の循環利用率、最終処分量）

資源循環のための事業者間連携の進展等を通じてライフサイクル全体での徹底的な資源循環を進めていくことが重要であることから指標とするものである。本指標は主に製造業等の企業において取組の進捗状況を把握する上で参考になりうるものと期待される。

計画のフォローアップに当たっては、全体像に関する物質フロー指標と併せて見ること等により、今後のサプライチェーンの変化等による影響にも留意するとともに、例えば、今後数年で特に取組の進展が望まれる品目・取組内容や、循環経済工程表等で設定された品目・取組内容・目標（例：プラスチック再生利用量倍増、食品ロス量半減、金属リサイクル原料の処理量倍増等）についても併せて個別に進捗を把握する等により、施策・取組の成果を伝えやすくなるよう工夫する。

##### 2) バイオマスプラスチックの導入量

循環経済への移行には、従来から取組を進めてきた3Rに加え、Renewableの取組として、使用される資源のうち再生可能資源の割合を高めていくことが重要である。その中でもバイオマスプラスチックは、化石資源由来素材を代替する主な素材であることに加え、地球温暖化対策計画において導入目標が定められており、進捗把握のしやすさの観点も踏まえて指標とするものである。

##### 3) リユース市場規模

資源を最大限活用する観点から、リユース等のビジネスの更なる発展が重要であることから指標とするものである。リユース等のビジネスについては、今後数年の間にも新たなビジネスモデルが確立され、その市場規模が拡大していく可能性があって設定が困難であるため、定量的な目標は定めないが、市場規模の更なる拡大を目指していく。

計画のフォローアップに当たっては、リユース市場全体の市場規模だけでなく、例えば、C to C、B to C、B to B、ファッションリユースなど、各業態での取組状況もできる限り把握すること等により、施策・取組の進捗が伝わりやすくなるよう工夫するとともに、シェアリング、リペア、レンタル（リース）等についても把握に努めるなど、対象とする市場の範囲についても柔軟に見直しを行っていく。

#### 4) 認定長期優良住宅のストック数

循環経済への移行には、資源を循環させることのみならず、良質なストックを蓄積して長く使うことも重要である。認定長期優良住宅は、劣化対策・耐震性・省エネルギー性等に優れた住宅を対象とするものであり、良質なストックを蓄積して長く使うという趣旨に沿った取組である。さらに、今後の進展が期待される取組であることに加え、住生活基本計画において目標が定められており、住宅施策において取組の進捗把握が行われていることも踏まえて指標とするものである。

表 4 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での  
徹底的な資源循環に関する指標

| 指標                       | 数値目標      | 目標年次    | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況 |           |         | 計画フォローアップに当たっては、循環経済工程表等で設定された下記の品目・取組内容・目標についても進捗を把握する。<br>例)<br>・プラスチック再生利用量倍増<br>・2030 年時点、燃料使用量の 10%を SAF に置き換え（航空運送事業者）<br>・食品ロス量半減<br>・金属リサイクル原料の処理量倍増<br>・レアメタルを含む e-scrap のリサイクル処理量を 2030 年に約 50 万トン（2020 年比 5 割増）に増加<br>・家庭から廃棄される衣類の量を 2030 年度までに 2020 年度比で 25% 削減<br>・紙おむつの再生利用等の実施・検討を行った自治体の総数 150 自治体 |
| 入口側の循環利用率                | —         | —       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 出口側の循環利用率                | —         | —       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 最終処分量                    | —         | —       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| バイオマスプラスチックの導入量          | 約 200 万トン | 2030 年度 | 地球温暖化対策計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| リユース市場規模                 | —         | —       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 認定長期優良住宅のストック数           | 約 250 万戸  | 2030 年度 | 住生活基本計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜（第五次循環基本計画 抜粋 終）〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

現在、循環基本計画に記載のある指標については、令和 8 年開催予定の中央環境審議会循環型社会部会において、測定結果をお示しする予定。

## (5) 今後のスケジュール（案）

令和 7 年

9 月 26 日 **循環部会**

- ・ 第五次循環計画の点検のための各主体、関係団体ヒアリング
  - ・ 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現について
    - － 地方公共団体、事業者ヒアリング
- ・ 令和 7 年度の第六次環境基本計画の点検の進め方
  - ・ 環境基本計画の点検の進め方について説明

10 月 30 日 **循環部会**

- ・ 第五次循環計画の点検のための各主体、関係府省ヒアリング
  - ・ 関係府省庁ヒアリング
  - ・ 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環について
    - － ヒアリング

令和 8 年

1 月頃 **循環部会**

- ・ 第五次循環計画の点検結果の中間報告

3 月頃 **循環部会**

- ・ 物質フロー指標及び取組指標の進捗状況の点検
- ・ 第五次循環計画の第 1 回点検報告書（案）の検討

——— パブコメの実施 ———

夏頃 **循環部会**

- ・ 第五次循環計画の第 1 回点検報告書の決定

夏頃 **総合政策部会**

- ・ 第 1 回点検報告書の報告（第六次環境基本計画の点検の観点から）